

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入居者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定自状況を公表いたします

所定疾患施設療養算定状況

- 対象となる入居者様の状態は次の通りです
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹
 - 蜂窩織炎
- 上記で治療が必要となった入居者様に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服、点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う
尿路感染	血液検査・尿検査・抗生剤(内服、点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う
带状疱疹	带状疱疹にて施設内での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴注射)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和4年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	5	1		1	1						
	治療日数	3	16	7		5	5						
尿路感染	人数			3			2	3	2	2	1	3	3
	治療日数			13			10	15	12	8	5	16	15
带状疱疹	人数	1											1
	治療日数	6											6
蜂窩織炎	人数			1	1		1	1	1	1	1	1	1
	治療日数			6	8		10	7	5	7	7	8	8

令和5年4月1日現在